

建築物Z E B化支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 建築物Z E B化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、事業者によるZ E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入事業に要する経費の一部を県が補助することにより、原油価格等の高騰に直面する事業者の燃料・電力消費抑制に資する取組を促進するとともに、産業・業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」とは、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物であって、別表1に掲げる建築物をいう。
- (2) 「国の補助事業」とは、令和4年度における経済産業省の「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業」又は環境省の建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、「新築及び既存建築物のZ E B実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業」をいう。

(補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助金の額)

第4条 補助対象事業者は、愛知県内で事業を営む法人、個人事業主、その他愛知県知事が適当と認める者であって、補助対象事業を実施する事業者であること（ただし、国、法人税法別表第一に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体等を除く。）。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 補助対象事業は、愛知県内の新築又は既存建築物において行うZ E Bの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入事業であって、国の補助事業の交付決定を受けた事業とする（ただし、単年度事業に限る。）。

4 補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び補助金の額は、別表2によるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。

2 前項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び取消)

第6条 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、建築物ZEB化支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

なお、規則第4条の規定により審査した結果、知事が補助金を交付することが適当でないとした場合は、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項第1号から第3号に定める者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とし、建築物ZEB化支援事業費補助金交付申請取下届出書(様式第3)を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更の申請)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ建築物ZEB化支援事業費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書(様式第4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ建築物ZEB化支援事業費補助金に係る補助対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第5)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに建築物ZEB化支援事業費補助金に係る補助対象事業事故報告書(様式第6)を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する補助対象事業等実績報告書は、様式第7のとおりとする。
2 前項の補助対象事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日と令和5年2月28日とのいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条により確定した補助金の額は、建築物ZEB化支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第8)により補助対象事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

3 補助対象事業者は、規則第20条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という。)に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第9)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の提出部数)

第14条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(雑則)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）は、以下の要件を満たす建築物とする。

			一次エネルギー消費量 ^{※1} 削減率	
			省エネのみ	創エネ ^{※2} 含む
『ZEB』			50%以上	100%以上
Nearly ZEB			50%以上	75%以上
ZEB Ready			50%以上	75%未満
ZEB Oriented ^{※3} (建物全体の延べ面積 ^{※4} 10,000m ² 以上に限る。)	建物用途	事務所、学校等	40%以上	—
		ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等	30%以上	—

※1 一次エネルギー消費量は、平成28年省エネルギー基準で定められる空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機のエネルギー消費量の合計とする。

※2 再生可能エネルギーの対象は、敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める（ただし、余剰売電分に限る。）。

※3 未評価技術（公益財団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたもの）を導入すること。また、複数用途建築物は、建物用途ごとにそれぞれの一次エネルギー消費量削減率を達成すること。

※4 建築物省エネ法上の定義（非住宅部分：政令第3条に定める住宅部分以外の部分）に準拠する。

別表2（第4条関係）

補助対象経費	設備費、工事費等（国の補助事業において補助対象となった経費から国の補助事業の補助金額を控除して得た額）
補助率	補助対象経費の1/2
補助限度額	2,500万円
補助金の額	次の(1)と(2)を比較して少ない方の額（1万円未満切り捨て）を補助金の額とする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 補助限度額

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合はこの限りでない。
- 2 補助限度額は一事業当たりの補助限度額とする。
- 3 補助金の額の確定に当たっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。